

別紙 1

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）

第 1 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとし、補助対象の基準及び補助率については別表のとおりとする。

1 施設等の整備

実施要綱第 2 の 2 により都道府県知事の認定を受けた畜産クラスター計画（以下「認定計画」という。）に基づき、第 3 の取組主体が行う、地域の畜産の収益性の向上に資する次の（1）から（5）までに掲げる施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備（整備の後、実施要綱第 2 の 3 の中心的な経営体（以下「中心的な経営体」という。）に貸し付ける場合を含む。）に要する経費の一部を助成する。

なお、施設等整備に当たっては、地域内の畜産農家等の預託や売買等による家畜の引受けにより、整備畜舎の規模に応じて、地域における平均飼養規模又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づく市町村計画（同項に規定する基準を満たさない市町村にあっては、これに準じて作成する計画を含む。以下、「市町村計画」という。）で示された地域の畜産経営における目標頭数規模以上となるよう飼養頭羽数を増加し、又は生産資材、労働力、資本の引受け等により規模を拡大するものとする。

- (1) 家畜飼養管理施設
- (2) 家畜排せつ物処理施設
- (3) 自給飼料関連施設
- (4) 畜産物加工、展示・販売施設
- (5) (1) から (4) までの施設の補改修

2 家畜の導入

認定計画に基づき、取組主体が、中心的な経営体であって第 5 に定める者に対し、1 の（1）の施設と一体的に貸し付ける家畜の導入経費の一部を助成する。

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、実施要綱第 2 の 1 の畜産クラスター協議会であって、第 8 の 1 の（1）及び 2 の（1）の事業実施計画の承認を受けたものとする。

第 3 取組主体

本事業の取組主体は、次の（1）から（13）までに該当する者であって、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する者とする。

- (1) 畜産を営む者であって、次のア又はイに該当するもの
 - ア 事業実施から 3 年以内に（5）から（7）までのいずれかの法人になる計画を有すること
 - イ 次の（ア）から（ウ）までの全てに該当すること
 - （ア）所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 143 条に規定する青色申告の承認を受

- けており、青色申告を継続して行うことが見込まれること
- (イ) 原則として45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれること
- (ウ) その者が法人化しないことに相当の理由があり、また上記(ア)及び(イ)に該当することについて、都道府県知事が特に認めること
- (2) 農業協同組合
- (3) 農業協同組合連合会
- (4) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
- (5) 農事組合法人(「農業協同組合法」(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項(平成28年3月31日までの間にあつては第72条の8第1項)に規定する事業を行う法人をいう。)
- (6) 株式会社(農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は畜産を営む農家が保有する株式の合計が、当該株式会社の議決権のある株式の総数の過半数であつて農業(畜産を含む。以下、この項において同じ。)を主たる事業として営むもの又は農地保有適格法人(平成28年3月31日までの間にあつては農業生産法人(「農地法」(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。))に限る。)
- (7) 合同会社、合名会社又は合資会社(農業を営む個人が社員となっている会社であつて、農業を主たる事業として営んでおり、かつ、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半数を占めるもの又は農地保有適格法人に限る。)
- (8) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。)
- (9) 事業協同組合、事業協同組合連合会(定款において農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。)
- (10) 地方公共団体
- (11) 特定農業団体(「農業経営基盤強化促進法」(昭和55年法律第65号)第23条第4項の特定農業団体をいう。)
- (12) 事業実施から3年以内に法人になる計画を有する2戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体であつて、次のア及びイの要件を満たすもの
- ア 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること
- イ 当該団体の規約が次に掲げる事項の全てを満たしていること
- (ア) 共同利用施設等の整備又は補改修により畜産経営の収益性の向上に資する旨が目的として定められていること
- (イ) 代表者、代表権の範囲及び代表者の選任の手続を明らかにしていること
- (ウ) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
- (エ) 共同利用施設等の利用方法が公平を欠くものでないこと
- (オ) 収支計算書、会計帳簿を作成するなど財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること
- (13) 原則として5戸以上の畜産を営む個人が構成員となっている団体。ただし、都

道府県知事が特に必要と認める場合には、5戸未満であっても対象とすることができるものとする。

第4 対象事業ごとの要件

1 施設等の整備

- (1) 第1の1の施設等の整備を行う者は、中心的な経営体であって、第3の(1)から(9)まで又は(11)若しくは(13)のいずれかに該当する者とする。
- (2) 第1の1の(3)の施設等の整備又は補改修を行う者は、飼料生産組織(TMRセンター、コントラクター等をいう。以下同じ。)であって、第3の(2)から(9)まで又は(11)から(13)までのいずれかに該当する者とする。

2 施設等の貸付

第1の1により整備した施設を貸付ける場合は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 施設の貸付けは、第3の(2)から(10)までのいずれかに該当する取組主体が、施設の整備又は当該整備に併せて、第1の2の家畜の導入を行い、中心的な経営体のうち第3の(1)、(5)から(7)まで又は(11)のいずれかに該当する者若しくは畜産を営む者(中心的な経営体であって、第3に掲げる者を除く。)以下「借受者」という。)に貸し付ける場合に限ること。

(2) 施設等の貸付等に係る要件

ア (1)により貸付を行う者(以下「貸付主体」という。)が借受者に本事業により整備した施設等を貸し付ける場合には、当該施設等が次に掲げる要件のいずれかを満たすこと

(ア) 貸付主体が自ら整備し、又は離農者等から買い入れ補改修した家畜飼養管理施設等であって、借受者に貸し付けること又は一定期間(原則として5年以内)貸し付けた後に借受者に売り渡すこと若しくは複数の借受者に利用させることを予定しているものであること

(イ) 貸付主体が離農者等から借り入れ補改修した施設であって、借受者に貸し付けること又は複数の借受者に利用させることを予定しているものであること

イ 貸付主体は、本事業により整備又は補改修した施設等を借受者に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること

ウ 貸付主体が借受者に施設等を貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担(事業費-補助金) / 当該施設の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内とすること

(3) 家畜の貸付に係る要件

ア 貸付主体は、本事業により導入した家畜を借受者に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結するものとする

イ 貸付主体が賃借料を徴収する場合は、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担(事業費-補助金) / 当該家畜の貸付期間」により算出される額以

内とすること

第5 家畜の借受者

本事業において導入する家畜の借受者は、次の者とする

- 1 新たに畜産を開始する者又は新たな畜産の経営部門を開始する者であって、(1)及び(2)に該当し、かつ、(3)又は(4)のいずれかに該当する者又はこれらの要件に該当する者が代表者である新たに畜産を開始する法人
 - (1) 原則として45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれること
 - (2) 市町村計画で示された地域の畜産経営における目標頭数規模又は当該地域における平均飼養規模以上の経営となることが見込まれること
 - (3) 研修等により家畜の飼養管理に1年以上従事した経験を有すること
 - (4) 家畜の飼養を開始してから5年以下の者であって、各年度における常時飼養頭数が畜種ごとに次の頭数を下回ること
 - ア 酪農経営：(北海道) 経産牛 30頭
(都府県) 経産牛 15頭
 - イ 肉用牛繁殖経営： 子取用雌牛 5頭
 - ウ 養豚経営： 子取用雌豚 100頭
- 2 「畜産競争力強化対策整備事業実施要領」(平成27年2月3日26生畜第1673号農林水産省生産局長通知。以下「旧要領」という。)第6の2により施設等の貸付けを受けている旧要領第7に規定する新規就農者等
- 3 本事業により整備した第1の1の(1)の家畜飼養管理施設の貸付けを受けた上で、当該施設を利用して、借り受ける家畜の飼養を行うことにより規模拡大を行う者
- 4 激甚災害(「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)第97条に規定する災害をいう。)の指定を受け、かつ、180日以上避難勧告等が出された地域内の畜産農家が、中心的な経営体として経営を再開するに当たり、家畜の導入(施設等の整備を伴わない場合を含む。)を行うことについて都道府県知事が特に必要と認める場合

第6 成果目標及び目標年度

実施要領第6の事業評価における本事業の成果目標は、施設整備に伴う増頭羽数等の効果及び収益性の向上効果とし、目標年度は増頭羽数等の効果については事業実施年度の翌年度、収益性向上効果については事業実施年度の翌年度から5年以内として事業実施主体たる畜産クラスター協議会が定めるものとする。

第7 事業の実施基準

- 1 事業の実施に当たっては、自己資金又は他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなけれ

ばならないものとする。

なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- 3 本事業により整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- 4 既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
- 5 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 6 本事業により整備する施設と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。
- 7 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は、別表に定める場合を除き補助の対象外とするものとする。
- 8 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 9 施設等の整備に当たっては、原則として次に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議の上、特認事業費を上限として補助対象とすることができるものとする。

なお、協議に際し、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

整備施設		基準事業費	特認事業費
家畜飼養管理施設	肉用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	24千円/㎡	31千円/㎡
	乳用牛舎	成牛用 36千円/㎡	47千円/㎡

	(ストール等附帯部分を 除く。)	哺乳育成用	23千円/m ²	30千円/m ²
	一般豚舎 (ストール等附帯部分を 除く。)		45千円/m ²	59千円/m ²
	分娩豚舎 (ストール等附帯部分を 除く。)		59千円/m ²	77千円/m ²
	ウインドレス鶏舎 (ストール等附帯部分を 除く。)		48千円/m ²	62千円/m ²
家畜排せつ 物処理施設	堆肥舎	500m ² 未満	34千円/m ²	44千円/m ²
		500m ² 以上	31千円/m ²	40千円/m ²
	尿貯留施設	1,000m ³ 未満	30千円/m ³	39千円/m ³
		1,000m ³ 以上	25千円/m ³	36千円/m ³
自給飼料関 連施設	バンカーサイロ		7千円/m ³	9千円/m ³
	飼料原料保管施設等 (付帯設備を除く。)		45千円/m ²	59千円/m ²
	飼料調製施設 (付帯設備を除く。)		25千円/m ²	33千円/m ²

第8 事業の実施等

実施要綱第5の1の生産局長が別に定める事業ごとの具体的な手続等は、次のとおりとする。

1 事業の実施手続

(1) 本事業を実施しようとする畜産クラスター協議会は、あらかじめ事業実施計画を別記様式第1号により作成し、認定計画と併せて、原則として市町村を經由して、都道府県知事に提出するものとする。

ただし、畜産クラスター協議会が都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合又はやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合には、畜産クラスター協議会は市町村長を經由せずに都道府県知事に事業実施計画を提出することができるものとする。その際、事業実施主体は、関係する市町村長に事業実施計画及び認定計画の写しを提出するものとする。

(2) (1) による事業実施計画の提出を受けた市町村長は、これを都道府県知事に送付するに当たり、必要に応じ指導及び調整を行うものとする。

(3) 都道府県知事は、(1) による提出のあった事業実施計画及び認定計画について、実施要領別添1の基準により総合評価を行い、適当と認められる事業実施計

- 画書について、都道府県事業実施計画を別記様式第2号によりとりまとめ、認定計画の写しと併せて地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)の承認に当たり、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し公平性の確保に努めるものとする。
- (5) 地方農政局長等は、(3)の承認を行った場合には、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に報告するものとする。
- (6) 都道府県知事は、(3)の承認を受けた都道府県事業実施計画に係る事業実施主体の事業実施計画について承認するとともに、事業実施主体の事業実施計画を送付した市町村長に対し、承認結果を報告するものとする。
- (7) 生産局長は、各地方農政局長等からの報告を取りまとめ、地方農政局長等が承認した計画として基金管理団体に通知するものとする。
- (8) 都道府県知事は、補助金の交付を受けようとするときは、基金管理団体が業務方法書に定めるところにより交付申請書を提出するものとする。
- (9) 基金管理団体は、(8)の申請書の提出があったときは、地方農政局長等が承認した計画と照合・確認し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、都道府県知事に補助金交付決定の通知を行うものとする。また、基金管理団体は、都道府県知事への通知内容について、遅滞なく生産局長に報告するものとする。
- (10) 事業実施主体は、事業が完了した場合は、当該事業に係る実績について都道府県知事に報告するものとする。
- (11) 都道府県知事は、事業実施主体から報告のあった事業実績について確認の上、適当であると判断される場合は、基金管理団体が定める業務方法書に定めるところにより、遅滞なく事業実績報告書を基金管理団体に提出するものとする。
- (12) 基金管理団体は、事業実績報告書の内容を確認し、都道府県に補助金を支出するものとする。
- なお、都道府県知事から、業務方法書に定めるところにより、補助金の概算払請求書の提出があった場合には、当該概算払請求書の内容を確認し、補助金を支出できるものとする。
- (13) 事業実施計画のうち、次に掲げる事項について変更しようとするときは、(1)から(12)までに準ずる。
- ア 事業の中止又は廃止
 - イ 事業実施地区の変更
 - ウ 事業実施主体及び取組主体の変更
 - エ 事業実施主体における事業費の30%を超える増減
 - オ 成果目標の変更
 - カ 事業の完了年度の変更
- (14) 事業の着工
- ア 本事業の着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、事業実施主体は、あら

かじめ、市町村及び都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を作成し、市町村を經由して都道府県知事に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に事業の着工等をする場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が明確となつてから着工等するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

ウ 都道府県知事は、事業実施主体からアの交付決定前着工届の提出があつた場合は、地方農政局長等及び基金管理団体にその写しを提出するものとする。

2 複数年度にわたり実施する事業に関する手続

(1) 事業実施主体は、次のいずれかの場合にあっては、複数年度にわたる事業実施計画を事業を実施する年度ごとに作成し、都道府県知事に提出することができるものとする。

ア 新規就農等の初期投資を抑えつつ、計画的に飼養頭数を拡大していくため、2年に分けて家畜を導入する場合

イ 積雪地域等において冬期間の建設作業が困難であり、複数年度にわたって施工せざるを得ない場合

ウ 一の取組主体が互いに関連性の高い施設を複数年度にわたって整備することで効果的かつ効率的な事業実施が可能である場合

エ 複数の取組主体が連携し、互いに関連性の高い施設を複数年度にわたって整備することで効果的かつ効率的な事業実施が可能な場合で、畜産クラスター計画に定める効果の発揮にとって一体の計画として実施することが不可欠である場合

(2) 都道府県知事は、事業実施主体から複数年度分の事業実施計画の提出があつた場合には、その妥当性を確認し、適切と認める範囲において、都道府県事業実施計画として地方農政局長等に承認の申請を行うことができるものとする。

(3) 地方農政局長等は、都道府県知事から(2)により提出のあつた場合には、その内容を審査・確認の上、事業の適切な実施及び事業の成果目標の達成が確実と見込まれる場合には、複数年度にわたる都道府県事業実施計画の全部又は一部を承認することができるものとする。

(4) (3)による複数年度分の事業実施計画の承認を受けた都道府県知事は、1の(10)の事業実績報告により、年度ごとの事業実施計画に重要な変更がないこと及び事業が計画どおりに実施されていること等を確認し、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

(5) (4)による都道府県知事の報告を受けた地方農政局長等は、その内容を確認し、必要に応じて指導等を行うとともに、事業の適切な実施及び事業の成果目標の達成が見込まれない場合には、事業実施計画の承認の取消等を行うことができるものとする。

(6) (1)から(3)までにより承認された事業実施計画に係る補助金の交付手続については、原則として毎年度行うものとする。

3 費用対効果分析

実施要綱第5の4の費用対効果分析は、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長連名通知）に準じて実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

第9 事業の評価

- 1 実施要綱第8の事業実施主体が行う事業評価の報告は、別記様式第3号により、目標年度の翌年度の7月末までに都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第4号により、同年度の9月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。なお、地方農政局長等は、報告のあった内容を評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業実施後の効果の達成度の評価を行うとともに、その結果を基金管理団体に通知するものとする。
- 2 第11の指導は、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合に実施するものとし、都道府県知事及び市町村長を通じて、事業実施主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 地方農政局長等は、必要に応じ、2の改善措置による成果目標の達成状況について都道府県知事及び市町村長を通じて事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

第10 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、補助金の交付対象事業が完了し、実施要綱第10の3の基金管理団体への実績報告書の提出により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業実施年度の翌年度中に都道府県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

第11 調査及び報告

- 1 生産局長は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、都道府県、畜産クラスター協議会等に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- 2 基金管理団体は、事業実施主体及び取組主体等に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第12 管理運営

1 管理運営

取組主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に

応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、第4の2の事業を実施する場合及び取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

第13 補助金の経理の適正化

都道府県における本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

第14 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体名を表示するものとする。

第15 平成28年熊本地震により被災した地域に係る特例

1 熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく助成の特例

都道府県知事は、平成28年熊本地震により施設等が被災した地域（以下「被災地域」という。）において、実施要綱第13の熊本地震対応畜産クラスター計画に基づき中心的な経営体等が平成28年度中に第1の1の施設等の整備及び第1の2の家畜の導入の取組に対し、これに要する経費の一部の助成を行うことができるものとする。

この場合における技術的読替えは別表2のとおりとし、第8の1の（7）から（12）までの規定及び2の規定は、適用しない。

2 施設等の整備における特例

被災地域における第1の1の施設等の整備に当たり、都道府県知事が特に必要と認める場合には、地方農政局長等と協議の上、第7の9の特認事業費を超える額を補助対象の上限とすることができるものとする。

なお、協議に際し、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

3 家畜の導入における特例

熊本地震対応畜産クラスター計画に基づき、中心的な経営体等であって、第1の1の(1)の家畜飼養管理施設を整備しかつ当該施設において購入した家畜の飼養を行うことにより規模拡大を行う者に対して、その購入に要する経費の一部を助成するものとし、補助対象基準及び補助率については、別表の2家畜の導入を準用する。この場合において、同表の2中「別紙1の第5の3の者に貸し付ける」とあるのは、「別紙1の第15の3の者に対する助成対象となる」と読み替えるものとし、同表の2の補助対象基準の欄のアは、適用しない。

4 被災した施設等の撤去

- (1) 第1の1の施設等（以下「家畜飼養管理施設等」という。）について、熊本地震対応畜産クラスター計画に基づき整備を行う場合には、被災した施設等の全部又は一部の撤去に要する費用について助成する。この場合において、撤去対象に家畜飼養管理施設等以外の施設等が含まれる場合には、熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく家畜飼養管理施設等の整備に必要な範囲において、その撤去に要する費用について助成する。
- (2) (1)の場合において、対象となる取組主体は、第3の(1)から(9)まで又は(11)から(13)までのいずれかに該当する者とし、その補助率は1/2以内とする。

別表（第1関係）

区分	補助対象基準	補助率
1 施設等の整備		
(1) 家畜飼養管理施設	<p>1 飼養頭羽数規模の拡大を伴うものであり、かつ施設を利用する中心的な経営体が、市町村計画で示された目標頭数規模又は本事業を実施する地域における平均飼養規模以上の経営規模となること。</p> <p>2 施設等の整備にあっては、次に留意することとする。</p> <p>ア 悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から風向きや施設の配置に十分配慮すること。</p> <p>イ 鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防及びまん延防止に十分配慮すること。</p> <p>3 整備する施設等は、家畜の種類ごとに次のとおりとする。</p> <p>ア 乳用牛 搾乳牛舎、搾乳施設、乾乳牛舎、育成牛</p>	1/2以内

舎等

イ 肉用牛

(ア) 肉用牛繁殖

繁殖雌牛用牛舎、分娩用牛舎、子牛ほ
育育成牛舎等

(イ) 肉用牛肥育・育成

肉用牛の肥育牛舎、育成用牛舎等

ウ 養豚

繁殖母豚舎、分娩ほ育豚舎、育成豚舎等

エ 養鶏

ウインドレス鶏舎、孵卵施設、鶏卵選別
包装施設等

オ 馬、めん山羊その他

馬及びめん山羊その他を飼養するための
施設等

4 施設と一体的に整備する設備とは、次の全
てに該当するものとする。

ア 家畜飼養管理施設と併せて設置する設備
であること。

イ 整備する設備は、給餌、ほ乳、家畜排せ
つ物の搬出等基本的な生産工程に直接に関
わり、かつ、施設に備え付けられた後は容
易に物理的に分離できないか又は施設で行
われる生産工程のあり方の本質に関わるも
のであること。

5 家畜の管理のための事務所等を畜舎とは別
棟として整備する必要がある場合には、次の
基準により行うものとし、経営面から見て過
大な施設とならないよう特に留意するもの
とする。

ア 場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接
地に整備することとする。

ただし、地形等の自然条件や家畜防疫の
観点から敷地内又は隣接地以外に整備する
必要がある場合にあっては、家畜管理上支
障を来さない範囲でその他の土地に整備す
ることができるものとする。

イ 規模等

(ア) 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法

	<p>で算出した面積の範囲内とする。 面積＝共用部分8㎡×管理人等数（ただし、40㎡以内とする。）＋10㎡×管理人等数 （イ）（ア）の共用部分は事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等数は、家畜等の飼養管理計画頭羽数及び飼養形態からみて必要最小限とする。</p>	
<p>（２）家畜排せつ物処理施設</p>	<p>1 施設等の整備に当たっては、次の要件を満たすものとする。 ア 飼養頭羽数が次のいずれかにより拡大すること。 （ア）市町村計画で示された目標頭数規模又は本事業を実施する地域における平均飼養規模以上に規模を拡大する施設等の整備 （イ）認定計画に基づき、畜産クラスター協議会構成員の畜産経営から排せつされる家畜排せつ物を一括で処理することにより地域全体で飼養頭羽数が拡大可能となる施設の整備 イ 整備する施設は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するとともに、地域ごとの臭気及び排水規制や周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 ウ 堆肥処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する家畜ふん尿を適正に処理し得る能力を有すること。 エ 汚水処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条の排水基準以下に処理し得る能力を有すること。 オ 脱臭施設を整備する場合は、畜舎、堆肥処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること。 2 施設等の整備に当たっては、悪臭や水質汚</p>	<p>1 / 2 以内</p>

	<p>濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。</p> <p>3 整備する施設等は、次のとおりとする。</p> <p>ア 堆肥処理施設 堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調整保管施設、副資材保管施設等</p> <p>イ 汚水処理施設 貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等</p> <p>ウ 脱臭施設</p> <p>4 施設と一体的に整備する設備は、次のア及びイからエまでのいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 家畜排せつ物処理施設と併せて設置する設備であること。</p> <p>イ 堆肥処理の設備にあつては、水分調整、発酵等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>ウ 汚水処理の設備にあつては、固液分離、ばっ気、脱窒等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>エ 脱臭処理の設備にあつては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程のあり方の本質に関わるものであること。</p>	
<p>(3) 自給飼料関連施設</p>	<p>1 本事業を実施する地域における平均飼養規模又は平均草地面積以上に規模を拡大する施設等の整備とする。</p> <p>2 施設等の整備に当たっては、飼養頭数、生産面積、使用頻度、地域の実情等を勘案し、</p>	<p>1 / 2 以内</p>

	<p>過度な投資とならないよう十分配慮するものとする。</p> <p>3 整備する施設等は、次のとおりとする。 自給飼料調製・保管施設、飼料原料保管施設、混合飼料等調製・保管・供給施設</p> <p>4 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当するものとする。 ア 自給飼料関連施設と併せて設置する設備であること。 イ 整備する設備は、粉碎、混合、調製等基本的な生産工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものであること。</p> <p>5 施設用地の造成整備を含む。</p>	
(4) 畜産物加工、展示・販売施設	<p>1 整備する施設等は、次のとおりとする。 ア チーズ、アイスクリーム、ヨーグルト等高付加価値乳製品及びハム、ソーセージ等高付加価値食肉加工品並びに高付加価値鶏卵加工品の製造に要する施設 イ 高付加価値乳製品及び高付加価値食肉加工品並びに高付加価値鶏卵加工品の展示・販売施設</p> <p>2 高付加価値畜産物加工品の展示・販売施設等の整備に当たっては、畜産クラスター協議会の構成員が生産した高付加価値畜産物加工品等の展示・販売が過半を占めること。</p> <p>3 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当するものとする。 ア 畜産物加工施設と併せて設置する設備であるものであること。 イ 整備する設備は、畜産物の加工、販売に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程のあり方の本質に関わるものとする。</p>	1 / 2 以内
(5) 施設の補改修	<p>1 施設の補改修に当たっては、次の要件を満たすものとする。</p>	1 / 2 以内

	<p>ア 交付対象となる施設等の残存耐用年数は、原則として、整備後の耐用年数が5年以上とする。</p> <p>イ 補改修は、次のいずれかに限るものとする。</p> <p>(ア) 家畜の飼養方法や飼料の生産方法等の改善による省力化や機能の向上等に資するもの</p> <p>(イ) 飼養規模の拡大を伴うもの</p> <p>(ウ) 経営の転換等を行うことにより収益性の向上に資する用途の変更を伴うもの (ア) 又は (イ) に資するものに限る。)</p> <p>2 補改修できる施設の範囲 家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設又は畜産物加工、展示・販売施設とする。</p>	
2 家畜の導入	<p>1 本事業の対象となる家畜は、畜産物を生産するために飼養されている家畜とし、愛玩動物、狩猟動物、実験動物、展示用動物、競走用動物、医薬品生産用動物等は除くものとする。</p> <p>2 別紙1の第5の3の者に貸し付ける場合の家畜の頭数は、50頭を上限とする。</p> <p>3 家畜の導入に当たっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 家畜の貸付期間 原則として、5年以内とする。</p> <p>イ 導入対象となる家畜の種類等</p> <p>(ア) 肉用繁殖雌牛 おおむね8か月以上4歳未満の繁殖に供する雌牛であって、登録牛であること。</p> <p>(イ) 乳用牛 4歳未満の登録牛又はその娘牛であって、繁殖に供する雌牛であること。</p> <p>(ウ) 繁殖母豚 3か月以上12か月以内の繁殖に供する雌豚であって、登録豚であること。</p> <p>4 導入する家畜は、原則として、別表の1の(1)又は(5)により整備又は補改修した</p>	1 / 2 以内 (ただし、導入する家畜1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円、繁殖に供する雌豚については4万円とする。)

	<p>施設において飼養するものに限るものとする。</p> <p>5 離農する農家が飼養している家畜を導入する場合にあつては、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>ア 家畜市場における購入</p> <p>イ 都道府県又は市町村の職員その他畜産に関する学識経験者等を構成員とした評価委員会による、市場価格等を勘案し適正な評価を受けた価格による購入</p> <p>6 家畜導入に要する補助対象経費には、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費（家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貨車諸施設経費、輸送中の飼料費、上乘人夫賃、輸送保険料等）を含むものとする。</p>	
--	---	--

別表 2

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
別紙 1 全体	認定計画	熊本地震対応畜産クラスター計画
第 1 の 1	実施要綱第 2 の 2	実施要綱第 13 の 1
第 8 の (14)	地方農政局長等及び基金管理団体に	地方農政局長等に
第 9 の 1	行うとともに、その結果を基金管理団体に通知するものとする	行うものとする
第 10	完了し、実施要綱第 10 の 3 の基金管理団体への実績報告書の提出により補助金の額が確定した場合	完了した場合
第 11 の 1	生産局長は	生産局長又は地方農政局長等

		は
第11の2	基金管理団体は	地方農政局長等は